

No. **142**

2019. 冬号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



冬の高ボッチ（塩尻市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

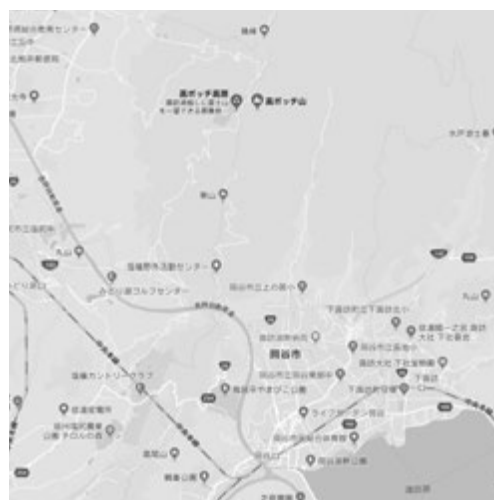
行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 冬の高ポッチ

塩尻市の東部に位置し、高ポッチ山（標高 1665 メートル）のなだらかな傾斜に広がる高原です。360 度の眺望が開けた山頂からは、北アルプスの山々はもちろん、諏訪湖、南アルプス、富士山まで景色を存分に楽しむことができます。レンゲツツジやハクサンフウロなどの多種多様な高山植物を気軽に観察でき、空気の澄んだ 11 月後半ぐらいからは、夜中から日の出まで土日にはたくさんのカメラマンがやってくる人気スポットでもあります。

（写真提供：長野県観光機構）



目 次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 2 ・会 長 山本準一 4
各部長あいさつ	・総務部長 宮下幸吉 6 ・農林建設部長 松島茂行 6 ・運輸交通部長 大槻四郎 7 ・国際部長 赤羽康志 7 ・環境生安部長 柳澤 誠 8 ・研修部長 荻原政吉 8 ・法務部長 岡田忠興 10 ・広報監察部長 吉田靖史 11 ・ADR特別委員長 和田英幸 12 ・(一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部長 大槻四郎 12
年 賀	・ 14
新年賀詞交歓会	・ 15
業 務 資 料	・自動車取得税・自動車税申告書（報告書）の納税義務者住所欄の 記入方法について 17 ・軽自動車OSSの運用開始時期の延期について 20 ・軽自動車OSSの開始延期に関する国交省からの連絡について 22 ・民法（相続法）の改正等に関する広報用資料の送付について 23 ・太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用許可の申請に係る 添付書類の取扱いについて（通知） 34
関東地方協議会 連 絡 会	・平成30年度日行連と関東地方協議会との連絡会 38
事 業 報 告	・空き家等対策プロジェクトチーム 39 ・災害時対応講習会を受講して 41
お 知 ら せ	・行政書士無料相談について 42 ・行政書士電話相談について 42 ・斡旋物一覧 43 ・行政書士業務を廃止される方へ 43
会 議 報 告	・ 44
長野県行政書士 政治連盟のページ	・新年のご挨拶 50 ・県政等懇談会を開催 51
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去 52
編 集 後 記	・ 52



新春を迎えて

長野県知事 阿部 守一

明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。また、日頃から県政にお寄せいただいております御支援、御協力に対し、心より感謝申し上げます。

さて、私は昨年8月の県知事選挙で負託をいただき、三期目の県政を担わせていただくこととなりました。知事としての職責の重さを改めて自覚し、使命感を持って職務を遂行してまいります。もとより県政は、県民の皆様のための存在であり、引き続き、「共感と対話」、「県民参加と協働」を基本とし、県民の皆様の思いに常に寄り添い、共に考え行動する「県民起点の県政」を進めてまいります。

グローバル化の進展やテクノロジーの進化、人口減少や人生100年時代の到来など、時代の大きな転換点にある中、昨年4月に「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現を目標とする県の総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」をスタートさせました。「学びと自治の力」を推進エンジンとして、まずは、「子どもや若者が希望を持てる」、「歳を重ねても安心して暮らせる」、「元気な産業が暮らしを支える」の3つの観点から、政策の実現を図ってまいります。

まず、子どもや若者が希望を持てる政策としては、今日的な学びの意義等を県民の皆様と考える「学びの県づくりフォーラム」の開催、教育と先端的な技術を融合したEdTech（エドテック）の推進、広い視野を持った人材を育成するための高校生の海外留学支援などに取り組めます。また、本県が主導し設立した「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」に参加する全国の自治体と連携し、自然保育・教育の充実・普及を進めます。

次に、歳を重ねても安心して暮らせる政策として、県全体を対象とする地域医療構想調整会議の設置や地域包括ケア体制の強化など医療・介護サービスの充実に取り組めます。また、暮らしを支える地域の移動手段を確保するため、広域的・基幹的なバス路線の維持・充実方策の検討を進めてまいります。近年頻発している災害を踏まえ、道路や河川、砂防施設の整備等ハード面での対応はもとより、防災マップの作成などソフト面も含めて防災対策に力を入れてまいります。

希望と安心に満ちた確かな暮らしを支える基盤は、元気な産業です。A I、I o T時代に向け、本県の産業政策推進の司令塔としての「産業イノベーション推進本部」の機能強化、分野横断的に市場開拓等を行う「長野県営業本部（仮称）」の設置、「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」での議論を踏まえた人材確保策の充実などにより、産業の創造性、生産性を高めるための政策を重点的に進めてまいります。

今年には春から大規模なイベントが予定されています。松本平広域公園を中心に実施される「信州花フェスタ 2019」（4/25～6/16）、軽井沢町で開催される「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」（6/15～16）を通じて、長野県の持つ魅力を国内外に発信してまいります。

こうしたことに加え、2027年に予定されている国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備、リニア中央新幹線の開業を見据えた地域の振興、信州まつもと空港の国際化の推進など、本県の飛躍につながる中長期的な取組についても着実に推進してまいります。

昨年は、長野県がスポーツで元気になった年でした。小平奈緒、菊池彩花、高木菜那各選手の金メダル獲得等平昌冬季オリンピックにおける長野県選手の大活躍、本県出身力士としては初となる御嶽海関の幕内優勝、松本山雅F CのJ 2リーグ初優勝・J 1昇格などは、私たちに大きな感動と喜びをもたらしてくれました。

本年も明るい話題の多い、穏やかな一年となりますことを心より願いつつ、知事としての責任を果たしてまいります。

結びに、今年一年の長野県行政書士会会員の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

会 長 山 本 準 一

新年あけましておめでとうございます。

平成という時代の最後の亥年を迎え、会員各位におかれましては希望に満ちた新年をスタートされご健勝に活躍されておられることとお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、7月に発生した西日本豪雨や、頻繁に到来し、各地に大きな被害をもたらした大型台風の発生。大阪や北海道での大地震、また関東甲信地方では統計史上最も早い6月での雨明け。そしてうだるような暑さが続いた夏といった日本列島を襲った異常ともいえる天候・気象に翻弄された一年でありました。

昨年の行政書士関連事項として、先ず、期待と注目を集めました、「住宅宿泊事業法」がスタートしました。国と地方との温度差、条例による規制、地域や営業期間等の課題を残しつつも徐々に浸透し、扱いも増えてきています。

また、一昨年からの引き続きとして空き家対策、住宅セーフティネットの支援、所有者不明土地問題、耕作放棄地や遊休農地対策、中山間地域等直接支払制度、法定相続証明情報制度の活用等を推進してまいりました。人手不足に悩む中小・小規模事業者も含め、企業による設備や人材への投資を促すため、「人づくり革命」「生産性革命」とともに「働き方改革」が政府より示され、我々にできる中小企業支援・小規模事業者の持続化をサポートする取組を継続しております。

現在、我が国の社会情勢が大きく変化しています。国の施策であります未来投資戦略では「規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進・外国人材の活用等」が掲げられ極めてアップテンポで、スピード感を持って実行に移されています。これらの施策が行政書士の仕事にどのような影響を及ぼし、また効果をもたらすのかをいち早く分析調査し、その結果に沿って国民の権利を守るという行政書士の使命を果たさなければなりません。そして国民と行政との懸け橋として、きずなとして、しっかりと存在価値を示さなければなりません。

その価値ある行政書士の在り方のひとつとして、今年の2月22日に行政書士総合相談センター「行テラス」をスタートする予定です。

「行テラス」は行政手続に関する相談を中心としながら、地方行政とのタイアップなどにより、行政手続における市民相談、権利義務等における相談も含めた総合相談窓口として総合的な相談プラットフォームとして機能するというものです。また、相談の中で、法的トラブル（紛争性のある事案）に関するものは「法テラス」へ、他士業の業務に関するものは、他士業の相談窓口へつなぎ、国民の司法アクセスにも貢献するものです。そして特定行政書士が行政手続、行政不服審査手続における専門的知見を有する法律専門職であることの周知を図り、行政法律相談窓口の役割を果たします。

本会においては愈々、来る2月1日には法務省の認証機関として「長野県行政書士紛争解決センター」（ADRセンター）が開所する運びとなり、「行テラス」の発足と相まって連携をもって最良のタイミングでの船出が出来そうです。

についてはADR特別委員会のメンバーはもとより長野県弁護士会並びに関与戴きました関係各位の皆さまには心より御礼と感謝を申し上げます。

本年度は、これからの新制度に関わる業務として死亡・相続のワンストップサービス、会社設立のワンストップサービス、自筆証書遺言の保管制度、軽自動車のOSS等の内容を十分に調査研究し、会員への情報提供を行ってまいりたいと思います。

結びに、本年も会員各位のご健勝とより一層のご活躍を祈念申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。

各部長あいさつ



総務部の活動報告と 今後の課題

総務部長 宮下 幸吉

明けましておめでとうございます。

当部の活動報告と致しましては、5月25日の定時総会の運営から始まり、11月6日には、職務権限請求書の取り扱い注意事項として、コンプライアンス研修会、又、同日に、(公財)長野県暴力追放県民センター並びに長野県警察本部組織犯罪対策課より講師をお招きし、6年ぶりに、不当要求防止責任者講習会を開催致しました。

又、「行政書士関係例規集」改正計画につきましては、現行のものは、平成17年3月25日発行以来、現在まで幾度と理事会での規約改正をされては居るものの、冊子編纂には至らず、「行政書士の主要業務」部門については、各専門部長の監修をして戴き、懸案となっていた冊子の改訂版の発行に向け、現在準備中で、年度内には、会員さんのお手元にお届け出来る予定です。

本会会員同士の交流を深める事業として、新年の賀詞交歓会への出席会員の参加し易い環境支援策と致しまして、遠方より出席される支部に支部単位で会員への交通費支援を行いました。

今後の課題と致しましては、10月16・17日の2日間に亘り、日本行政書士会連合会事務局所在の虎ノ門タワーズオフィスにて、日行連主催による「全国総務部長会議」が開催され、会議事項で議論のターゲットとなりました。「コンプライアンスの推進」、並びに「長期会費滞納者への対応」については、何れも

会員一人一人の意識・自覚が求められる事案で有り、会費滞納問題も納入期日の厳守を含む、法令遵守の徹底に当部と致しましても更なる推進に努めて参りたいと思っておりますので、皆さま方のご協力を宜しくお願い致します。



農林建設部の現状

農林建設部長 松島 茂行

新年あけましておめでとうございます。

農林建設部長の松島です。この紙面をお借りしまして、平成最後の年のご挨拶とともに当部の現状について報告をさせていただきます。

当部は、ご存知の通り農地関係と建設業関係を中心に活動を行っていますが、農地関係につきましては、農業経営基盤強化促進法について次の2点の改正がありました。先ず1点目が相続未登記農地の貸借（利用権設定）を促すために、相続人の特定業務が簡素化されました。2点目としましては、今まで200㎡を超えるコンクリート敷の農業用施設（ハウス、倉庫等）につきましては、農地転用許可が必要でしたが、農業機械の効率的な利用や高度な栽培施設の建設を鑑み届出による手続きでよくなりました。ただし、その規模が適当であることや、軒の高さ等に制限がありますので、詳細は各市町村の農業委員会事務局にお問合せ下さい。

次に、建設業関係では、本年5月に解体業のみなし期間が終わりますので、今後駆け込みの業種追加依頼があらうかと思えます。また、建設キャリアアップシステムが平成31年

4月より本格運用が開始されます。これにつきましては、本会でも3月に研修会を開催する予定ですので多くの会員のご参加をお待ちしております。



丁種封印権の拡大と OSS申請の意義

運輸交通部長 大槻 四郎

新年明けましておめでとうございます。

平成30年度の運輸交通部の課題は、昨年受託した丁種封印権の拡張受託とOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）の長野県における実施に向けて、長野県がOSS対応システムの導入促進のため平成31年度長野県予算に予算措置を行っていただくようロビー活動を行うことでした。

丁種封印権の拡張につきましては、国土交通省から平成30年8月28日付自動車局自動車情報課長発信の「封印取付委託要領の運用等」（平成18年10月4日付国自管第86号）の改正により、丁種封印権の拡張受託の必要性が無くなり、長野県の丁種再委託行政書士は自動車登録業務に十分精通した行政書士に該当する者であれば誰に対しても封印取付の再々委託をすることができるよう（明記された。）になりました。

これに伴い、長野県行政書士会では、12月14日の理事会において、「長野県行政書士会封印業務の受託に関する規則」等の再々委託を盛り込んだ改正案をご審議いただき、運輸交通部一任で承認いただきました。ただし、全国の単位会の中には丁種封印権を受託していない単位会もあるため、甲種封印の再委託を利用することが必ず必要となることがあります。従って、長野会では甲種封印の再委託を引き続きおこなうと共に、業務拡大のため乙種封印の再委託、丙種封印の再委託の実施に向けて環境整備に取り組む必要があります。

封印権の拡大は、自動車の中間登録は行政書士だけが業として代理申請を行える訳ですが、これこそが行政書士がOSSの推進役になる理由であり、行政書士の地位確立と業務拡大への布石になると期待しています。

一方、長野県におけるOSSの進捗状況はまだ明確になっておらず、平成31年度予算に長野県警本部のOSSシステム対応への必要な費用の予算化を求めて、昨年10月以降長野県行政書士政治連盟にもご協力いただき、自民党県議団へ働きかけていただいている状況です。何とか平成31年度中のOSS実施を実現していただきたいものです。

最後になりましたが、今年1年が会員の皆様にとって飛躍の年となりますようご祈念申し上げます。



国際部の活動について

国際部長 赤羽 康志

新年あけましておめでとうございます。

日頃より会員の皆様には、国際部の活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月8日成立、同14日公布されました。改正法は一定技能が必要な業務に就く「特定技能1号」と熟練技能が必要な業務に就く「特定技能2号」の在留資格の新設、法務省の入国管理局を格上げし、新たに出入国在留管理庁を設けるというものです。平成29年11月1日施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」以降外国人労働者の受入れが、「専門性」から「必要性」へとより変化しつつあります。本音と建前の矛盾のある技能実習制度ですが、現状では労働力受入れの中心になっています。ストレートに労働力を確保するため、技能実習制

度では受け入れられない職種に対応するため、新しい在留資格には期待するところが大きいです。また、在留資格手続きのオンライン化も始まります。皆様の業務拡大に役立つ情報をいち早く入手し発信していきたいと思っております。

対外的な活動としましては、長野県主催の在留資格に関する事務指導・新社会人ワーキングセミナー（開催地 信州大学・長野大学・長野ビジネス外語カレッジ）と、JETRO長野、関東経済産業局主催の外国人材採用セミナーへの講師、相談員の派遣をしました。また、考査対策研修会、山梨会との合同研修会、長野地方法務局戸籍課長と東京入国管理局長野出張所長による研修会を開催しました。関地協関係では、長野出張所でのコンシェルジュ形式の相談会の実施、東京入国管理局庁舎内で行われた無料相談会へ部員の派遣をしました。

今後は法務部との共催による渉外相続研修会、恒例の事例研究会を開催する予定ですので、皆様の参加をお待ちしております。

本年もどうぞよろしく願いいたします。



環境生安部の抱負

環境生安部長 柳澤 誠

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年の当部の担当分野を見回してみますと、保健分野では住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行、食品衛生法の改正、警察生活安全分野での古物営業法の改正等が行われました。そのような状況から、各支部におかれましても注目分野での研修会を多く開催していただきました。当部におきましても、改正情報等の伝達研修はもちろんの事、入会間もない会員

の皆様やこれまで扱ったことの無い分野に取り組まれる会員の皆様に業務に必要な要素を学ぶことが出来る研修会を実施して参ります。

また、事業者の方々よりの「手続きをした時に誰に相談したら良いか」との声に応えるとの観点から、業界誌に向けての広告掲載についても、方向を見定め実施して参りたいと考えております。「風俗営業手続きは行政書士へ」「民泊営業手続きは行政書士へ」「産廃処理業手続きは行政書士へ」という簡単なキャッチフレーズでも、実際に手続きに困っている事業者の方に届けば大きな助けになると思います。担当業務部として引き続き対外発信を推進して参ります。

行政への対応という面では、各地域の担当窓口について、申請手続き上での指導に差違がある等継続している課題もございます。各支部の担当業務部会長様とも連携を取らせていただきながら、長野県庁担当部局、長野県警察本部に改善の申し入れや相互の意見交換を進めて参ります。

本年も会員の皆様への情報発信、研修の場の提供、対外的な発信、行政への橋渡しといった組織として果たすべき役割につきまして引き続き取り組んで参ります。

最後になりましたが、今年一年が会員の皆様にとりまして素晴らしい一年となります様、お祈り申し上げます。



研修部の活動報告と今後の課題・抱負

研修部長 荻原 政吉

長野県行政書士会の会員の皆さま、そして行政をはじめ関係機関の皆さま、新年明けましておめでとうございます。本日までの本会研修部主催の研修会のご参加、そしてご協力を賜り誠にありがとうございます。おかげ様で、年度当初の事業計画が概ね滞りなく進ん

でいますことをご報告申し上げます。

研修部の事業

- 1、新たに登録をおこなった会員を対象とした『新規登録者必須研修』の内容を検討し、受講者が法律家としての資質を身に付ける研修を実施する。
- 2、登録後原則5年目（3年～5年）までの会員を対象とした『ブラッシュアップ必須研修』の内容を検討し、各専門部の協力を得て業務研修を中心とした実務的な研修を実施する。
- 3、日行連主催の『特定行政書士法定研修及び考査』をサポートする。
- 4、新しくアップされたWebページ内の『研修会管理システム』の効率的な運用を広報監察部の協力のもと継続的にこなう。

研修部の活動報告

- 1、昨年度から新規登録者必須研修の内容を大幅にリニューアルしました。基本的には、新たに登録した会員が行政書士として夢を抱くような内容とし、業務関連の研修会は後述します『ブラッシュアップ必須研修』に委ねる事としました。

本研修会の1日目は「行政書士のスタート研修」として「倫理」をはじめ各専門部から「新規登録者だけに話す！お薦め業務orまだ誰もやっていない業務」としてメジャーな業務ではなく、希少な珍しいニッチ業務の紹介を中心に語って頂くようにしました。また後半では、コミュニケーションを中心としたグループワークを実施し、本年度の新規登録者会員の絆を深める内容としました。

2日目は、新規登録者も含め一般会員も対象とした「行政書士としての研修」内容としました。具体的には、行政書士事務所の経営から行政書士法、コンプライアンス（業際等の心構え）、職務上請求書の使い方、これは事例から書き方までを研修します。

最終プログラムはパネルディスカッションとし、2日間ともに充実した内容のプログラムとしました。

- 2、次に10月に『ブラッシュアップ必須研修』を実施しました。これは原則登録後5年目（3年～5年）までの会員を対象とし、2日間かけて基本業務を中心に研修しました。目的は、行政書士の基本業務を集中的に一から学んで頂こうというものです。前述しました、『新規登録者必須研修』の第二段的な位置づけです。特徴なのは、本格的な業務研修に加え、倫理、コンプライアンスはもちろん、グループワークそしてパネルディスカッション、事務所経営の基本でありますマーケティングまで、実に内容の濃い研修会となりました。参加者は34名、その後の懇親会も盛大におこなわれ、会員同士の親睦も図られました。
- 3、日行連主催の『特定行政書士法定研修及び考査』をサポートする件につきましては、法定研修会は全4回日行連のDVD研修を実施。今回は補講の対象者はいませんでした。法定研修後、考査前に「特定行政書士考査直前対策セミナー」を本会研修部において独自に2回開催しました。10月21日には考査があり、日行連の指導のもと考査実施をサポートしました。受講者は8名と少人数となってきていますが、新規登録者の会員には積極的に受講してもらいたい所です。
- 4、最後に、本年度初旬に新しくアップされたWebページ『研修会管理システム』においては、最新の情報をいち早くアップしている所であります。専門部に限らず支部の研修会の開催においても、このシステムを利用して頂ければ長野県行政書士会の全体の研修状況が把握でき、より効果的な研修会の開催が可能となります。研修部では引き続き効率的な運用をしていくよう広報監察部の協力のもと継続的にこなって行きたいと思っております。

今後の課題と抱負

本年度は新たに『ブラッシュアップ必須研修』を実施しました。業務研修は、新規登録会員の研修会でおこなうには「業務の内容に付いていけない」といった声を多く耳にしました。業務研修は3年目ぐらいでおこなったほうが身になるとの意見もあり、また、業務研修は集中的におこなうことで効率良く行政書士の基本的な業務が身につくのではないかと、この事で試験的に2日間をかけ、まとめておこなってみました。研修部では、そんな各専門部ではおこなえない研修の企画をしていかなければ成らない事を実感しています。今後も「街の法律家」を育てていく視点で研修を充実させ、より長野県行政書士会の全会員の業務力が向上するよう寄与していきたいと思っております。

以上

本年も宜しくお願い致します。



法務部の活動について

法務部長 岡田 忠興

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には日頃より法務部の活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

世の中は大きく動いています。それに伴い、法務部関係の法改正も矢継ぎ早に行われています。民法の債権関係については、200項目に及ぶ改正が約120年ぶりにありました。相続法も、配偶者の権利拡大などを中心に約40年ぶりの改正がなされています。

しかし、これらは大改正であるがゆえに、新法の周知・浸透が追い付いていないのが現状です。ここに、「予防法務」の専門家としての行政書士のビジネスチャンスがあります。会員の皆様には「宝の山」ともいえる改正法を習得され、業務拡張につなげていただきたいと思っております。法務部でも昨年9月、民法改

正（債権関係）の研修会を2回開催いたしました。

制度を改正すれば周辺領域にも影響が及ぶのは必定です。昨年12月8日には改正入管法が成立しました。外国人の中長期在留者が増えることとなりますが、日本人の配偶者等の相続案件の増加も当然に予想されます。その際に問題となるのは、外国籍住民の遺言・相続に適用されるのは日本法か、それとも本国法か、など渉外的身分関係の処理です。今後はこの「渉外相続」のニーズが増すことは確実ですが、この分野はほぼ手付かずの状態です。私たち行政書士が道を切り拓いていかなければなりません。法務部では国際部との共催で、1月28日に渉外相続研修会を企画しております。

さらに、わが国の法律専門職は複数の士業が並立していますが、これらを国際標準に合わせようという動きがあります。平成26年の行政不服審査法改正によって特定行政書士が誕生しました。国民の権利利益の「保護」だけでなく、「救済」にかかわる業務を行政書士が獲得したことを意味します。短期的に見ると、使い勝手のよくない行政不服審査手続の代理権が法改正で付与されたにすぎないとの意見もあります。しかし中長期的な視野に立てば、資格制度の国際標準化への一里塚と捉えることが可能です。多くの皆様に特定行政書士になっていただき、さらに資格取得後も研鑽を重ねていただきたいと願っています。法務部では、特定行政書士の育成研修を2月に予定しています。

このほかにも社会的な諸課題が山積していますが、法務部ではこれらに対応すべく努めております。空き家問題については、農林建設部と連携して昨年8月、「空き家等対策プロジェクトチーム」を立ち上げました。災害時対応では昨年12月、熊本県行政書士会の井口由美子会長をお招きして、熊本地震の際の行政書士会の対応をお聴きする講習会を開催しました。金融機関との連携、法教育等も鋭

意進める所存です。

近時は、「何かあれば法務部へ」という流れが本会にできつつあります。これは、社会の要請により法務関係業務が増えていることが大きな要因だと考えられます。本年も会員の皆様にはご協力を賜りたくお願い申し上げる次第です。

最後になりましたが、会員の皆様にとりまして実り多き1年となりますようご祈念申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。



広報監察部の活動について

広報監察部長 吉田 靖史

あけましておめでとうございます。日頃より部の活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

会報の発行など継続して行っている事業の他に新たに実施した事業の報告をいたします。

昨年7月に長野市のエムウェブで開催された、二日間の来場者が3万人を超える大型イベント「大人の文化祭」に本会のブースを出展しました。この日のために作成して配ったユキマサくんがデザインされたポケットティッシュは来場者のみなさんに好評でした。

イベントの詳細については「行政書士NA

GANO」141号をご覧ください。

これまでもSBCラジオ「武田徹の日曜音楽夢工房」（毎週日曜日午後4時～）のスポンサーとして本会のCMを流していますが、新たに『あなたのそばに行政書士会』というサウンドロゴを作成して加えたものをオンエア中です。

ラジオだけでなくパソコンやスマートフォンでも「radiko.jp」で聴くことができますので、ぜひ聴いてみてください。

繰り返し耳にする機会があれば、他の企業CMのようにメロディーが耳になじむと思います。

今後は、予定されているテレビのスポットCMでも使用します。

郵便局に行政書士広報月間のポスターを掲示できないかとの松本支部からのご要望にお応えすべく、日本郵便株式会社信越支社様と交渉を重ね、本来は有料のポスター掲示ですが、行政書士制度周知を目的としたポスターの掲示に限りご協力いただけることになり、各支部にご案内いたしました。

各支部には掲示に必要なポスターの枚数を事前に取りまとめた後にこの件をお知らせしたため、結果としてポスターの枚数が不足するなどご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

本会ホームページは、トップページに表示されるカレンダーで行事・研修会予定の確認ができ、研修会の参加申し込みもできるようになりました。引き続き研修部とも協力し利便性の向上を図ってまいります。

広報活動に終わりはありません。

次年度の広報監察部に事業を確実に引き継いでいけるように私たちに残された任期を精一杯務めさせていただきます。

会員のみなさまには「すべての会員が広報部員」との認識でご協力をお願いいたします。

広報監察部に対する変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ユキマサくん ティッシュデザイン



「長野県行政書士紛争 解決センター」開所

ADR特別委員長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。本年も会員皆様方の益々のご多幸をご祈念申し上げます。

さて、平成30年11月1日、「長野県行政書士紛争解決センター」（ADRセンター）開所に向けて法務省に認証申請を行いました。

法務省の認証には、センター規則、調停規程等諸規程の充実、調停室、事務室、備品等の設備、調停をおこなう手続実施者の存在、弁護士の助言を受ける態勢等の手続法の条件をすべてクリアしなければなりません。

このたび、申請の受理を受けて法務省では書類審査、現地調査、他機関への意見聴取が行われています。法務省によると順調にいけば平成31年1月末ごろには認証ということなのでセンターは2月1日開所の予定です。

本年度は、当委員会において規程の見直し作業（長野県弁護士会との協議を含む）や認証申請書類の準備とともにADR手続実施者（調停員）のトレーニングを月1回行ってきました。

行政書士会によるADRセンターは、今年度までに17単位会が認証を受けており、認証申請準備中の単位会は長野会を含めて2単位会ほどあります。

長野会が進めるADRの紛争分野は、①外国人の就労就学に関する紛争、②居住用建物賃貸借に関する敷金返還又は原状回復をめぐる紛争、③愛護動物に関する紛争、④自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争の4分野で③、④は上限140万円以下の条件付きとなります。

センター開所に伴い、全会員を対象にしたADR研修会を平成31年2月8日（金）に開催する予定ですので、多くの会員の皆様にご参

加いただきたいと考えています。また、平成31年度は手続実施者養成研修会の実施も検討しています。ADR研修で勉強したスキルやテクニックを使って、会員の多くが行政書士業務や相談業務、相談員としての技量に役立っていますので全会員対象の研修会にご参加ください。

認証ADRセンターの設置は、日行連が取得を目指しているADR代理権獲得のステップであり行政書士会発展と社会貢献に必要な事業となっています。会員各位の尚一層のご理解ご協力をお願い申し上げるとともにADRセンター認証申請及び開所に係る事業の報告といたします。

成年後見活動は行政書士業務の 拡大チャンス

（一社）コスモス成年後見サポートセンター
長野県支部長 大槻 四郎

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

昨年も報告しましたが、私たち行政書士が後見・保佐・補助人を引き受けるケースは市町村の社会福祉課又は地域包括支援センターから提出される案件がほとんどです。行政書士にとって成年後見活動は社会貢献活動として位置づけられていますが、一日も早く法定業務となるよう連合会に期待したいと思います。

さて、成年後見制度促進法が施行され、各市町村が主体となって基幹を形成するようになり、また被後見人本人の意思を尊重し、被後見人に寄り添った介護等の支援が求められるようになったため、管轄省庁は法務省から厚生労働省に主管がシフトされるようになってきました。

現在、各市町村及び都道府県の自治体はそれぞれ基幹をどのような形で、どのような運

営にしていくのか模索しているのが現状です。いくつかの先進市町村においては、今年度中にもスタートしようとしています。その過程において、我々行政書士が専門職後見人として認知されていない状況が少なからず見受けられます。行政に一番近い存在である我々行政書士が、今こそ存在意義を発揮して、成年後見制度の推進役に名乗りを上げる好機であると思っています。会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

長野県の成年後見制度の最近の利用状況としては、上伊那成年後見センターの法人後見受任件数が昨年の12月段階で約84件であり、上小圏域成年後見支援センターの法人後見受任件数が約40件と、いずれも他の市町村に比べて飛び抜けています。どちらも法人後見の引き受け余力がなくなりつつあり、我々行政書士の専門職後見人にも受任要請が多数きはじめました。一方、コスモスしなのの会員数は現在37名で、専門職後見人として全市町村をカバーするには到底足りません。コスモスへ入会するためには、入会前研修を受け審査に合格し、入会金を払い、成年後見賠償責任保険に加入し、更に年会費が必要となるため、

入会希望者がなかなか増えないのが実情です。

このような事態を打開するため、コスモスしなのでは、市町村等と成年後見申立に係わる業務委託契約を締結し、コスモス会員に業務斡旋をしていきたいと考えています。また、民間機関と行政書士ならではの實務について、業務委託契約を締結すべく活動していきたいと考えています。

私たちコスモスの会員は、成年後見人の受任にあたって、被後見人に寄り添い、傾聴を心掛け、被後見人の財産管理及び身上監護の業務をおこなっています。成年後見人の受任は、最終的には死後事務が発生します。死後事務に関連した業務として相続人確定業務、遺産分割協議書等の作成等の業務が考えられます。従って、我々行政書士に係わる業務の受託拡大に繋がります。特に新入会員の皆様には、今の内にコスモスに入会し、成年後見活動を通じて業務の受託をするということを考えては如何でしょうか。

最後になりましたが、会員の皆様にとりまして飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年の挨拶とします。今年もよろしくお願い致します。

平成31年新年賀詞交歓会

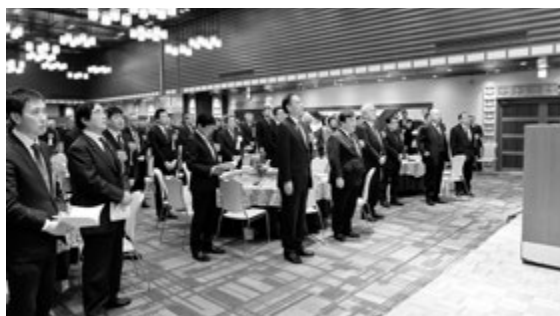
広報監察部長 吉田 靖史

各地でこの冬一番の冷え込みとなった1月10日（木）に長野市の「ホテル国際21」で、阿部守一長野県知事をはじめ大勢のご来賓をお迎えして長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟の新年賀詞交歓会が催されました。

「開会のことば」につづき、昨年に制定50周年を迎えた県歌「信濃の国」を2番まで斉唱しました。



三井政連会長・阿部知事・山本会長



県歌斉唱



山本会長あいさつ



三井政連会長あいさつ

山本会長、三井政連会長の主催者新年のあいさつの後、阿部知事、県議会議長、国会議員のみなさんやご来賓のみなさまからご祝辞を賜り祝宴と移ります。

「平成最後の」正月を寿ぐ祝宴は、士業を代表して長野県弁護士会の山崎勝巳副会長の乾杯のご発声で始まり、バイオリンとピアノの生演奏が流れるなか、ご来賓のみなさんや会員のみなさんと親しく語り合うことができました。

お開きの前には、昨年春の叙勲で佐久支部の甲田正昭会員が「旭日双光章」を受賞されたという誠におめでたい報告がありました。

結びに賀詞交歓会の運営にご尽力いただいた総務部のみなさん、事務局のみなさんに感謝申し上げ、ご報告といたします。



乾杯 県弁護士会副会長 山崎勝巳様

～ご来賓の皆様からご祝辞を頂きました。～



長野県知事 阿部守一様



長野県議会議長 鈴木 清様



日本行政書士会連合会副会長 山田高嗣様



衆議院議員 後藤茂之様



衆議院議員 務台俊介様



衆議院議員 篠原 孝様



衆議院議員 下条みつ様



衆議院議員 井出庸生様



衆議院議員 太田昌孝様



参議院議員 杉尾秀哉様

業 務 資 料



30 税第 377 号

平成 30 年(2018 年)11 月 12 日

長野県行政書士会 様

長野県総務部税務課長

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)の納税義務者住所欄の記入方法について(依頼)

日ごろから、本県の税務行政に対しまして格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。特に、自動車二税に関しましては、適確な処理をいただいていることにつきまして感謝申し上げます。

さて、運輸支局での自動車の登録申請にあたりましては、平成 30 年 2 月 1 日から、印鑑登録証明書や住民票に集合住宅の棟番号及び部屋番号の記載がある場合は、自動車申請登録書類に棟番号及び部屋番号を記載し、登録申請をする取扱いとなりました。

本県では、運輸支局の自動車登録データと「自動車取得税・自動車税申告書(報告書)」(以下「税申告書」とします。)のデータを突合せすることで納税者情報を作成しておりますが、納税者の住所の方書につきましては、税申告書の「納税(申告・報告)義務者」欄中の方書記入欄(26 カラム)に記入された内容をそのまま使用しています。

そのため、自動車検査証に棟番号及び部屋番号の記載がある場合で、税申告書に棟番号及び部屋番号を記入し税申告を行いますと、部屋番号が重複した納税者住所情報が作成されることから、納税通知書等が届かない原因となります。

つきましては、税申告書の記入にあたりましては、下記の点に御留意のうえ、正確に記入くださいますようお願いいたします。

なお、貴会傘下の会員の皆様に対しましても周知くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

1 記入にあたっての注意事項

- (1) 税申告書の 26 カラムには、原則として棟番号及び部屋番号は記入せず、集合住宅名のみ記入してください。ただし、自動車検査証に棟番号及び部屋番号の記載が無い場合は、集合住宅名、棟番号及び部屋番号を 26 カラムに全て記入してください(別添記入例参照)。
- (2) 記入誤りや記入漏れがある場合は、納税者の情報を正確に管理できず、納税通知書等を

正確に送達できないため、注意していただきますようお願いします。

- (3) 本県の税務システムの都合上、ローマ数字は使用できませんので、集合住宅名にローマ数字が使用されている場合はアラビア数字に置き換えて記入してください。
- (4) 軽自動車につきましては、税申告書の記入方法は従前のとおりとしてください。

担 当	税務課自動車税係
	丸山 信秀(課長) 増尾 友莉奈(担当)
電 話	026-235-7051
ファクシミリ	026-235-7081
電子メール	zeimu@pref.nagano.lg.jp

日行連発第1081号
平成30年12月6日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
許認可業務部
部長 矢 野 浩 司

軽自動車 OSS の運用開始時期の延期について（周知）

軽自動車検査協会より、平成31年1月を予定していた軽自動車 OSS の運用開始時期の延期について連絡がありましたので、お知らせいたします。

運用開始の延期に伴い、「軽自動車 OSS (継続検査)に係る広報資料について」(平成30年11月16日付・日行連発第988号)にて送付した広報資料をHP等で公開している場合には、公開を取りやめていただくようお願いいたします。

また、各単位会におかれましては、軽自動車 OSS の運用開始時期の延期について、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【別添】

- ・軽自動車 OSS の運用開始時期の延期について（軽自動車検査協会）

【軽自動車検査協会 HP】

- ・ https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2018/notice_20181130_006162.html

※会員サイトでも周知いたします。

以 上



30 軽検情第48号の4
平成30年11月30日



平成30年11月30日
軽自動車検査協会

日本行政書士会連合会
事務局 御中

軽自動車検査協会
理事 小松 啓治



軽自動車OSSの運用開始時期の延期について

標記について、別添のとおり公表しましたので、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、軽自動車OSSの運用開始時期の延期を踏まえ、下記のとおり対応することとしたいので、併せて周知をお願いいたします。

記

1. 軽自動車OSSポータルサイトの年内の一時開放について
事前準備作業のために当初予定していた12月10日～14日のポータルサイトの開放は実施しません。

利用者ID、二次元コード（証明書等管理者の新規登録）等の発行手続きを行うためのポータルサイトの開放時期については、運用開始時期の目処が立った時点で、改めてご案内します。

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）の運用開始時期の延期について

軽自動車OSS（継続検査（指定整備））については、平成31年1月の運用開始に向け、諸準備を進めてきたところですが、

軽自動車OSSにおいては、より多くの利用を可能とする環境を整備するため、登録車OSSと同様に自動車関係団体による代理申請を可能とすべく、国土交通省と連携し、関係制度の改正に向けた調整を行ってまいりましたが、調整になお時間を要する状況となっております。

このため、軽自動車OSSの運用開始時期を延期することとしましたので、お知らせします。開始時期が決まり次第改めてお知らせいたします。

(連絡先)

軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課
電話 03-5324-6611 FAX 03-5324-6621

日行連発第1139号
平成30年12月19日

各単位会長様
各理事様

日本行政書士会連合会
会長 速田和夫

軽自動車OSSの開始延期に関する国交省からの連絡について（周知）

平成30年12月6日付日行連発第1081号にてお知らせした軽自動車OSSの開始時期の延期について、平成30年12月4日付の日刊自動車新聞において、「省令（行政書士法施行規則）の改正が難航」、「新車新規検査については予定通り来年9月から始める方針」との報道がなされていますが、本件内容について、国土交通省から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

【別添】

- ・軽自動車OSSの開始について（平成30年12月6日・国自情第203号）

以上

国自情第203号
平成30年12月6日

軽自動車OSSの開始について



国土交通省自動車情報課課長

2018年12月4日（火）付の業界紙において、軽自動車OSSの開始延期に関する報道がなされておりますが、軽自動車OSSの開始についての国土交通省としての見解は以下のとおりです。

1. 軽自動車の継続検査OSSの開始延期について

軽自動車の継続検査OSSについては、当省と貴連合会との間で、自動車保有関係手続の実務者の見解も踏まえながら調整を行ってきたところです。

一般の継続検査OSSの開始延期については、当省と貴連合会との間で引き続き真摯に調整させていただくことが必要との判断の上、軽自動車検査協会と調整し、これを踏まえて軽自動車検査協会において開始を延期いただいたものであり、「省令の改正が難航」しているとは認識しておりません。

当省としましては、継続検査OSSの開始に向け、引き続き、貴連合会と綿密に調整を行わせて頂きたいと考えております。

2. 軽自動車の新車新規検査OSSの開始について

軽自動車の新車新規検査OSSについては、軽自動車検査協会の2017年5月25日付け報道発表資料において、2019年9月から開始予定と発表されておりますが、これは軽自動車検査協会が定めた目標です。実際の開始時期については、今後の貴連合会との調整を踏まえて、その上で軽自動車検査協会において決定されるものと認識しております。



平成30年12月

各 位

法務省民事局参事官室
法務省民事局総務課

民法（相続法）の改正等に関する広報用資料の送付について

平素から民事法務行政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）が公布され、平成31年1月13日から段階的に施行されることとなりました。

民法（相続法）については、昭和55年（1980年）に改正されて以来、大きな見直しがされていませんでしたが、この間、我が国における平均寿命は延び、社会の高齢化が進展するなどの社会経済の変化が生じておりました。そのため、今回の改正では、このような変化に対応するために、民法（相続法）に関するルールを大きく見直しております。

また、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化にかんがみ、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けております。

今回作成したパンフレット等は、これらの法律の主な改正内容や施行期日等について周知・広報するものです。

本改正等は、国民の日常生活、特に家族の生活関係に広く影響を及ぼすものであることから、当局では、関係機関の協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスターを掲示するとともに、パンフレットを備え付けることにより、効果的な周知・広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、その趣旨を御理解いただき、御協力をいただきたく、パンフレット等を送付いたしますので、周知・広報につき御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、下記の法務省ホームページには、今回送付させていただいたパンフレット等のPDFデータを掲載しているほか、詳しい改正等の内容を説明した資料等を掲載しておりますので、併せて御活用いただけますと幸いです。

記

民法等の改正について：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

遺言書保管法について：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

連絡先

法務省民事局参事官室（民法等の改正について）

岡田

TEL 03-3580-4111（代表）（内線 5967）

E-mail y.okada.68f@i.moj.go.jp

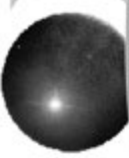
法務省民事局総務課（遺言書保管法について）

河瀬・平田

TEL 03-3580-4111（代表）（内線 2944）

E-mail minji.kikaku@i.moj.go.jp

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 法務省民事局 平成30年11月



検討経緯

平成25年9月 嫡出でない子の相続分についての最高裁憲法決定

平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正

- 国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起

平成26年1月～平成27年1月 相続法制検討WTIにおける検討（法務省）

審議経過

平成27年2月 法務大臣による諮問

平成27年4月 部会における調査審議開始

平成28年6月 中間試案（決定）

平成28年7月～9月末日 パブリックコメント（中間試案）

平成29年7月 追加試案（決定）

平成29年8月～9月22日 ハブリックコメント（追加試案）

平成30年1月16日 部会（第26回会議）における要綱案決定

平成30年2月16日 総会における要綱決定・法務大臣への答申

平成30年7月6日 参議院本会議において法案の可決・成立（7月13日 公布）

改正法の骨子

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

新民法1037条-1041条関係

1 配偶者短期居住権の新設
配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。

新民法1028条-1036条関係

2 配偶者居住権の新設
配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割等に関する見直し

1 配偶者保護のための方策（特長し免除の意思表示推定規定）新民法903条④関係
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、特長しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。

新民法909条の2関係

2 遺産分割前の払戻し制度の創設等
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるように、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

3 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の範囲
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。新民法906条の2関係

第3 遺言制度に関する見直し

新民法968条関係

1 自筆証書遺言の方式緩和
自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。

新民法1007条、1012条-1016条関係

2 遺言執行者の権限の明確化

3 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設
（遺言書保管法）

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現在の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。新民法1042条-1049条関係

第5 相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の對抗要件なくして第三者に対抗することができるようにされた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、對抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。新民法899条の2関係

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度（特別の寄与）を創設する。新民法1050条関係

特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。新家事事件手続法216条の2-216条の5関係

○ 施行期日

2019年（平成31年）7月1日（原則）

ただし、第3の1 2019年（平成31年）1月13日

第1 2020年（平成32年）4月1日

第3の3 2020年（平成32年）7月10日

昭和55年以來約40年ぶりの大幅見直し

法務局における遺言書の保管等に関する法律について

○自筆証書遺言に係る現状と課題

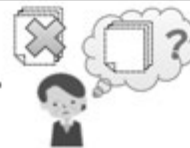
現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

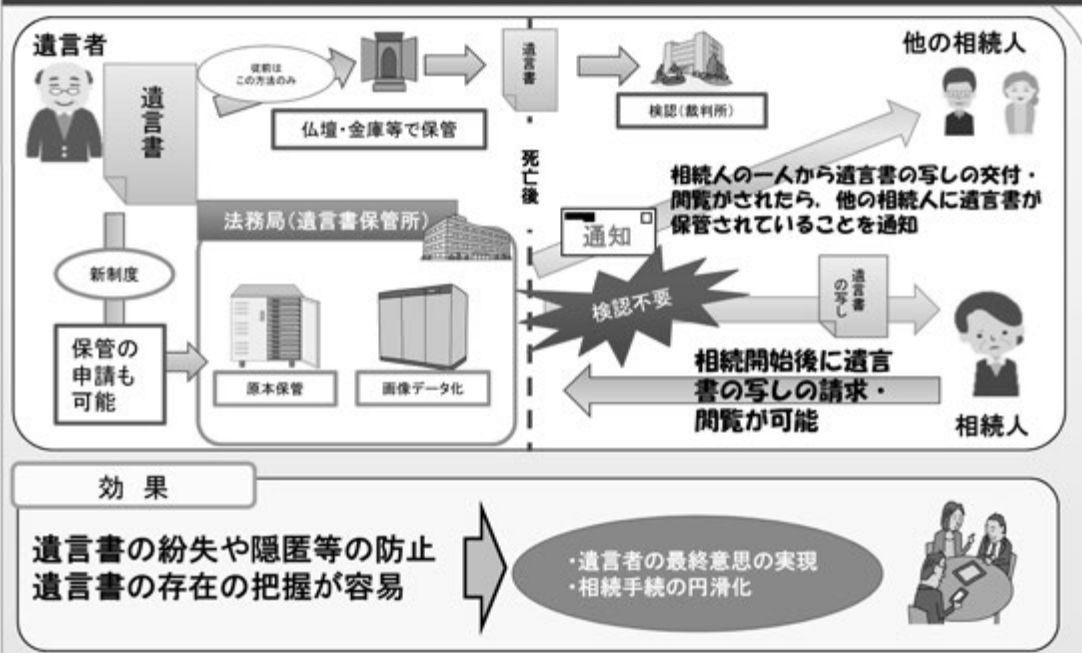
公的機関で遺言書を保管する制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



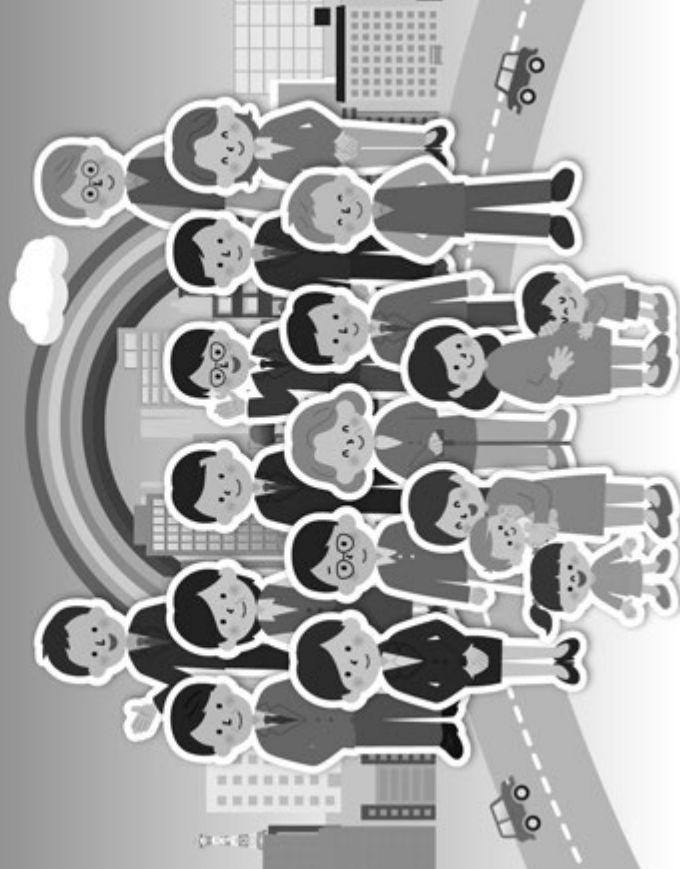
○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



民法（相続法）改正
遺言書保管法の制定
～高齢化の進展等に対する対応～

相続に関するルールが 大きく変わります

平成31年（2019年）1月13日から段階的に施行されます。



法務省

2018年（平成30年）7月に、相続法制の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」と、法務局において遺言書を保管するサービスを行うこと等を内容とする「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立しました。

民法には、人が死亡した場合に、その人（被相続人）の財産がどのように承継されるかなどに関する基本的なルールが定められており、この部分は「相続法」と呼ばれています。

この相続法については、1980年（昭和55年）に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。

一方、この間、我が国における平均寿命は延び、社会の高齢化が進展するなどの社会経済の変化が生じており、今回の改正では、このような変化に対応するために、相続法に関するルールを大きく見直しています。

具体的には、

- ① 被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮等の観点から、
 - ① 配偶者居住権の創設（1ページ）
 - ② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置（2ページ）
- ② 遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、
 - ① 自筆証書遺言の方式緩和（4ページ）
 - ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法）（5ページ）
- ③ その他、預貯金の払戻し制度の創設（3ページ）、遺留分制度の見直し（7ページ）、特別の寄与の制度の創設（8ページ）などの改正を行っています。

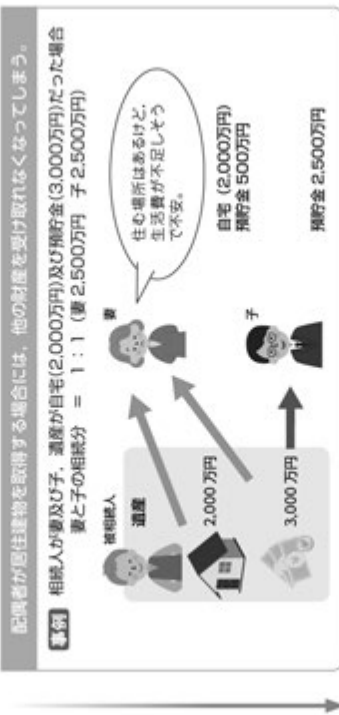
※それぞれ施行日が異なりますので、詳しくは12ページQ10をご覧ください。

1 配偶者居住権の新設

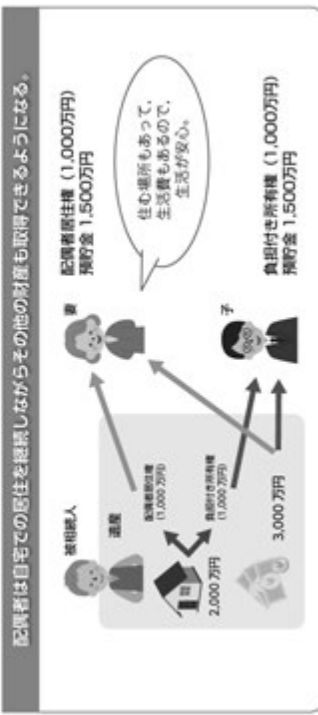
Point ※2020年4月1日(水)施行

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。(9ページ Q2 & Q3 参照)

現行制度



改正によるメリット



2

婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

Point ※2019年7月1日(月)施行

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産(居住用建物又はその敷地)の遺贈又は贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。

現行制度



改正によるメリット



3 預貯金の払戻し制度の創設

Point

※2019年7月1日(月)施行

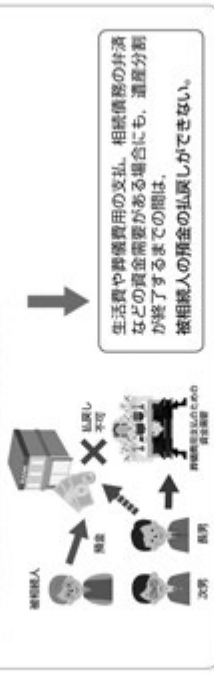
預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができます。(10ページQ1参照)

現行制度

遺産分割が終わるまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、

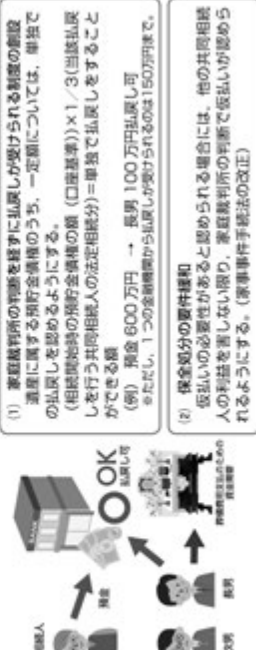
- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
- ② 共同相続人による単独での払戻しができない、こととされた。



改正によるメリット

遺産分割における公平性を回りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度を設ける。

- (1) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における払戻しを受けられるようになる。
- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮処分制度の要件を緩和する。



4 自筆証書遺言の方式緩和

Point

※2019年1月13日(日)施行

自筆証書遺言についても、財産目録については手書きで作成する必要がなくなり、※もともと、財産目録の各頁に署名押印をする必要がありません。(10ページQ5参照)

現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自筆する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自筆する必要がある。



改正によるメリット

自筆によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付



財産目録には署名押印をしなければならぬので、偽造も防止できる。

7 遺留分制度の見直し

Point

※2019年7月1日(月)施行

- (1) 遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。
- (2) 遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の延滞を求めることができます。(12ページQ9参照)

現行制度

① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
 → 事業承継の支障となっているという指摘

② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
 → 持分権の現分に支障が出るおそれ

事例

被相続人 長女 長男

遺産 1,234万5,678円

遺言 1,234万5,678円

長女の遺留分侵害額 1,854万8,242円
 (1億1,234万円 + 1,234万5,678円) × 1/2 × 1/2 = 1,234万5,678円

(修正後)
 長女が長男と長女の間に
 共有持分株式を
 取得

長男 9,200円 (1,760円 × 1/2 × 1/2)
 長女 1,854万8,242円 (1億1,234万5,678円 × 1/2 × 1/2)

共有

改正によるメリット

① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
 ② 遺贈や贈与の目的財産を受益者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)
 遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
 同じ事例では、長女は長男に対し、1,854万8,242円を請求できる。

金銭請求

8 特別の寄与の制度の創設

Point

※2019年7月1日(月)施行

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができます。

現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

事例 亡き長男の妻は、被相続人の介護に尽くしている場合

2020年8月 被相続人 (長女・次男) は、被相続人の介護を全く行っていないにもかかわらず、相続財産を取得することができる。

2021年8月 長女 3万円、長男の妻 3万円、長男の妻 3万円

不公平!!

● 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人にはないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

改正によるメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる。
 → 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。

2020年8月 被相続人 (長女・次男) は、被相続人の介護を全く行っていないにもかかわらず、相続財産を取得することができる。

2021年8月 長女 3万円、長男の妻 3万円、長男の妻 3万円

● 遺留分特別の手続きが適度に複雑にならないように、遺留分特別は、民法法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

相続税法についてのQ & A

ここでは、今回の相続法の見直しに関する内容も含め、相続法についてよくある質問内容をQ&A方式でまとめています。

Q1

相続とは何ですか？

民法では、人が死亡すると、その人の財産は相続人に承継されることとされています。承継される財産には、預貯金や不動産などの積極財産だけでなく、銀行に対するローンなどの債務（消極財産）も含まれます。なお、債務の額が大きい場合には、相続が開始されたことを知った時から3か月以内に、家庭裁判所に申述することにより相続放棄をすることができます。

Q2

今回の改正では、配偶者短期居住権という権利も設けられたのですが、どのような権利ですか？

今回の改正では、配偶者短期居住権という権利を創設し、配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に住んでいた場合には、一定の期間（例えば、その建物が遺産分割の対象となる場合には、遺産分割が終了するまでの間）は、無償でその建物を使用することができるようにしています。

Q3

配偶者居住権が設定された居住建物の固定資産税は誰が負担することになりますか？

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者とされており、配偶者居住権が設定されている場合であっても、居住建物の所有者が納税義務者になるものと考えられます。もともと、改正法においては、居住建物の通常の必要費は配偶者が負担することとされており、固定資産税は通常の必要費に当たると考えられます。したがって、居住建物の所有者は、固定資産税を納付した場合には、配偶者に対して求償することとできると考えられます。

Q4

預貯金の払戻しについて、今回2つの制度が設けられたのですが、両制度の関係はどうなっていますか？

今回の改正で、遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度として、①家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策と、②家庭裁判所の判断を経る預貯金の払戻しを得る方策の2つの方策が設けられました。①の方策については限度額が定められていることから、小口の資金需要については①の方策により、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合には②の方策を用いることになると考えられます。

Q5

今回の改正により、自筆証書遺言の方式が緩和されたのですが、全文パソコンで作成してもいいのですか？

全文パソコンで作成することはできません。今回の改正では、自筆証書遺言に添付する財産目録については手書きでなくともよいこととしていますが、遺言書の本文については、これまでどおり手書きで作成する必要があります。

Q6

どの法務局に遺言書保管の申請をすることができるのですか。

遺言書の保管の申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（法務大臣の指定する法務局）の遺言書保管官（法務局の事務官）に対してすることができます。なお、遺言書保管所の指定及び具体的な管轄については、施行日（2020年7月10日）までの間に定めることとなります。

Q7

保管の対象となる遺言書はどのようなものですか。

保管の申請の対象となるのは、自筆証書による遺言書のみです。また、遺言書は、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたものでなければなりません。
なお、具体的な様式については、施行日（2020年7月10日）までの間に定めることとなります。

Q8

遺言書の保管には費用はかかるのですか。

遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧請求、遺言書情報証明書（遺言書の画像情報等を用いた証明書）又は遺言書保管事実証明書（法務局における遺言書が保管されているかどうかを証明した書面）の交付の請求をするには、手数料を納める必要があります。
なお、具体的な手数料の額については、施行日（2020年7月10日）までの間に定めることとなります。

Q9

遺留分とは何ですか？遺留分を侵害された者は、誰にいくら請求できるのですか？

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度です。今回の改正により、遺留分を侵害された相続人は、被相続人から多額の遺贈又は贈与を受けた者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができますようになります。遺留分及び遺留分侵害額については、次の計算式により算定します。

遺留分 = (遺留分を算定するための財産の価額 (注1)) × (2分の1 (注2)) × (遺留分権利者の法定相続分)

遺留分侵害額 = (遺留分) - (遺留分権利者の特別受益の額) - (遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額) + (遺留分権利者が相続によって負担する債務の額)

(注1) 遺留分を算定するための財産の価額 = (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額 (原則10年以内)) + (第三者に対する生前贈与の額 (原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)
(注2) 直系尊属のみが相続人である場合は3分の1

Q10

いつから改正法は施行されるのですか？

改正法の規定は、以下のとおり、段階的に施行されることとされています。
○民法等の一部改正法

①自筆証書遺言の方式を緩和する方策	2019年1月13日～
②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与等(①,②以外の規定)	2019年7月1日～
③配偶者居住権 (配偶者短期居住権を含む。)の新設等	2020年4月1日～
○遺言書保管法	2020年7月10日～

● 問い合わせ先 ●

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

(IP 電話からは **03-6745-5600**)

公正証書遺言については

日本公証人連合会

<http://www.koshonin.gr.jp>

法律専門家（弁護士）に相談したい場合は

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

<https://www.nichibenren.or.jp/contact.html>

遺産分割等の調停・審判を行うための手続、
必要書類、費用等については

最寄りの家庭裁判所

(各裁判所の所在地及び電話番号については、裁判所ウェブサイトをご確認ください)

裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp>

法務省民事局参事官室（民法等の改正について）

法務省民事局総務課（遺言書保管法について）

Tel **03-3580-4111**

<http://www.moj.go.jp>



30 農政第 371 号
平成 31 年(2019 年) 1 月 9 日

長野県行政書士会会長 様

長野県農政部農業政策課長

太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用許可の申請に係る添付書類
の取扱いについて（通知）

このことについて、別添(写)のとおり通知しましたので、今後の添付書類の取扱いに
ついて、御了知願います。

また、お手数ですが、貴会員への周知を図っていただき、引き続き農地法の適切な運
用が図られるよう御配慮をお願いします。

長野県農業政策課農地調整係
(課長) 草間 康晴 (担当) 倉石 彩子
電 話 : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 1 4 (直通)
F A X : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 3
E-mail : nocho@pref. nagano. lg. jp

市町村農業委員会事務局長 様

長野県農政部農業政策課長

太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用許可の申請に係る添付書類の取扱いについて(通知)

このことについては、「農地転用許可事務に係る添付書類の取扱いについて」(平成 29 年 5 月 22 日付け 29 農政第 80 号長野県農業政策課長通知)により取扱っているところですが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 59 号。以下「改正 FIT 法」という。)の施行に伴い、下記のとおり取扱いを変更しますので、引き続き円滑かつ適正な事務処理が行われるよう御配慮願います。

記

1 平成 29 年 4 月 1 日以降に改正 FIT 法による事業計画の認定を申請した事業者に係る添付書類について
改正 FIT 法においては、事業計画の認定を行うに当たり、事業の適切性や実施可能性を審査することとされており、農地法などの関係法令の遵守も求められています。

そのため、農地法による農地転用許可の申請においても、改正 FIT 法との整合を図りつつ審査をすることが望ましいことから、下表のとおり変更します。

変更前	変更後
経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し	経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類 1 当該申請の事実を証明するもの(「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し) 2 次のいずれかの書類(接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可) ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた事業者に係る添付書類の取扱いについては、従前どおりですので申し添えます。

2 添付資料

農地転用許可添付書類一覧

長野県農政部農業政策課農地調整係
(課長) 草間 康晴 (担当) 倉石 彩子
電 話 : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 1 4 (直通)
F A X : 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 9 3
E-mail : nocho@pref.nagano.lg.jp

農地転用許可添付書類一覧

許可申請書添付書類一覧表

書 類 名	留 意 事 項 等
①定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人のみ
②土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る
③土地の地番を表示する図面	原則として公図（法務局で取得した公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可）
④転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面	縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもの
⑤建設予定建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面	建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示（縮尺1/500ないし1/2,000程度のもの）
⑥・土地所有者の同意があったことを証する書面 ・耕作者の同意があったことを証する書面	・所有権以外の権原に基づいて申請をする場合 ・地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
⑦関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	都市計画法・森林法・砂利採取法等
⑧土地改良区の意見書	土地改良区の地区内にある農地の場合（意見を求めた日から30日経過後も意見が得られない場合には、その事由を記載した書面）
⑨取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
⑩事業計画書	個人住宅は原則として添付不要
⑪資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることが確認できる書面	資金計画書又は予算書については、申請書に記載又は別紙として添付 資金計画書又は予算書の裏付けとなる融資証明等資力があることが確認できる書面も必ず添付
⑫工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの（その他は申請書記載で可）
⑬地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	事業地内に道水路がある場合
⑭その他参考とする書類 (許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。)	<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票・戸籍謄本・相続関係書類等……申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 ・印鑑証明書……<u>抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合</u>でその真意を確認する必要がある場合 ・太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合…… <平成29年4月1日以降に改正FIT法による事業計画の認定を申請した事業者の場合> 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類 ① 当該申請の事実を証明するもの（「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し） ② 次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可） ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し <平成29年3月31日以前にFIT法による設備認定を申請した事業者の場合> ①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び②次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可） ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し

届出書添付書類一覧表

書 類 名	留 意 事 項 等
①土地の位置を示す地図	地図は1種類で足りる（縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもので可）
②土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る 申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合には、住民票・戸籍謄本・相続関係書類等を添付
③農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面（賃貸借の目的となっている農地の場合）	農事調停等による合意解約の場合は、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面を添付（賃借人が転用する場合は、添付不要）
④開発許可を受けたことを証する書面（農地法第5条第1項第6号の届出の場合）	

関東地方協議会連絡会

平成30年度日行連と関東地方協議会との連絡会

副会長 吉田 靖史

昨年11月26日、27日の二日間の日程で「平成30年度日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会」が東京市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷を会場に開催されました。

長野会からは正副会長と業務連絡会などの分科会に参加する宮下総務部長、松島農林建設部長、柳澤環境生安部長、岡田法務部長が参加しました。

開会式の後、遠田日行連会長が出席して日行連との連絡会・意見交換会が行われ、平成30年度の日行連の事業執行について遠田会長から熱い思いが伝わる説明があり、会長と参加者の意見交換は白熱したものに。



長野会参加者（一部）



分科会（国際業務）

分科会は「会長会」「国際業務連絡会・申請取次管理連絡会」「建設業務連絡会・環境業務連絡会」「運輸業務連絡会」「風俗営業業務連絡会」「市民法務業務連絡会」「法教育連絡会」「暴力団等排除対策連絡会」が開かれ、当会の参加者もそれぞれの分科会に出席しました。

分科会終了後に懇親会が催され、アトラクションには浅草サンバカーニバルでおなじみのサンバチーム「仲見世バルバロス」のメンバーが会場を盛り上げました。



サンバチーム



全体会

日程二日目、全体会での各分科会代表からの報告があり、その後の講演会では、第一勧業信用組合副理事長が講師の「行政書士と金融機関との連携について」を拝聴しました。

第一勧業信用組合は、中小企業・小規模事業者や一般個人のための地域密着型の金融機関で、平成28年には東京都行政書士会と「包括的連携・協力に関する協定書」を締結し、協定書に基づく相談が信用組合から寄せられ、受任に至るものも数多くあるようです。

次年度当番会である神奈川会の水野会長の閉会宣言で連絡会の全日程を終えました。

事業報告

空き家等対策プロジェクトチーム

プロジェクトチーム員 五味 直美

今年8月、法務部と農林建設部が連携し、いわゆる「空き家問題」に行政書士としてどのように貢献していくべきかを考える「空き家等対策プロジェクトチーム」が発足しました。第1回会議は8月10日、第2回会議は11月20日に行われました。

ひと口に「空き家問題」と言っても内容は様々であり、その中には行政書士にしかできないことや、「頼れる町の法律家」としての行政書士が得意とする分野も存在します。そこで、行政書士が業務としてかかわることができる部分を洗い出して整理し、自治体や住民の方々に対応する際に提案できることをまとめておく必要があります。

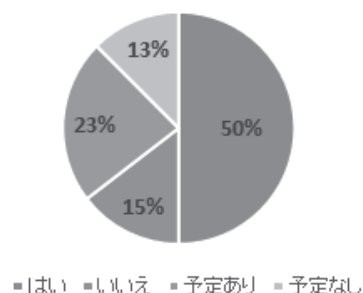
当プロジェクトチームでは、10月の行政書士制度広報月間に合わせて各支部にご協力いただき、県内の全市町村に空き家等の対策への取り組み等についてのアンケートを実施しました。(アンケート集計結果は次頁参照) 48の市町村から回答をいただきましたが、困っていることや行政書士会への意見・要望について具体的に記載されたものも多く、今後の方向性を探るうえで参考となる結果となりました。今後、自治体からの問い合わせや協力の要請などがあった場合には、「空き家等対策プロジェクトチーム」から該当する支部へ情報を提供していく予定です。各支部、会員の皆さまにはご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。



各市町村における空き家等の対策への取組み等についてのアンケート
(77市町村中48市町村回答 回答率62.3%)

(1) 空き家等の対策に関して、計画を策定していますか？

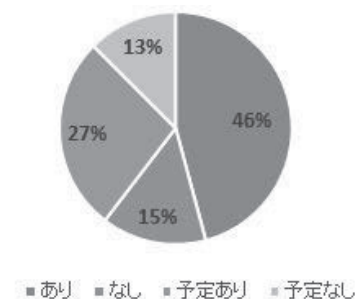
	市町村数	比率
はい	24	50%
いいえ	7	15%
予定あり	11	23%
予定なし	6	13%
無回答	—	—%
合計	48	



複数回答：2町村

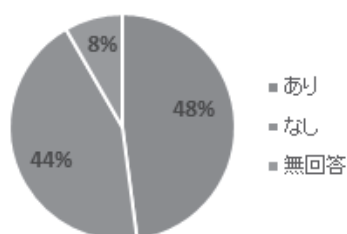
(2) 空き家等の対策に関して協議会を設立、または設立の予定はございますか？

	市町村数	比率
協議会あり	22	46%
なし	7	15%
設立準備中または設立予定あり	13	27%
設立予定なし	6	13%
無回答	—	—%
合計	48	



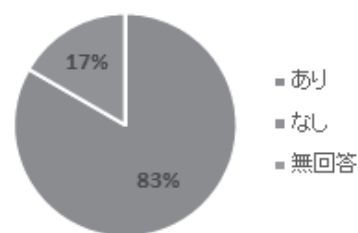
(3) 他団体の参画はございますか？

	市町村数	比率
あり	23	48%
なし	21	44%
無回答	4	8%
合計	48	



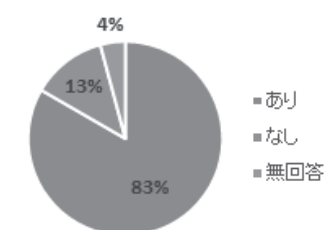
(4) 空き家対策に関して補助金等がございますか？

	市町村数	比率
あり	40	83%
なし	8	17%
無回答	—	—%
合計	48	



(5) 空き家等の対策でお困りのことはございますか？

	市町村数	比率
あり	40	83%
なし	6	13%
無回答	2	4%
合計	48	



災害時対応講習会を受講して

長野支部 鈴木 潤

12月6日に法務部主催の災害時対応講習会が開かれました。熊本地震を経験された、熊本会の井口由美子会長を長野県行政書士会館へお招きして貴重な体験等を聞くことができました。全国からその貴重な経験を求める声の大きいのだと思います。配布された70ページほどの小冊子に熊本会の対応、取材記事、写真等の資料がまとめられていました。講習会はその小冊子と全国放映された映像を元に進められました。

当時の熊本会では、会員の安否確認システムや行政との災害協定が未整備の状態でした。まずは、熊本会本部の建物の無事を確認し、執行部で手分けして会員の安否確認を行いました。次に、東日本大震災のときの教訓から自動車登録が影響を受けているだろうと思い、陸運局を訪問して支援の申し出を行いました。しかし、津波による被害の大きかった東日本大震災と異なり、揺れによる被害の大きかった熊本地震では廃車等の手続きは多くはなく、支援は不要だったようです。それでも、公庫や各市町村へ支援の申し出を行っていたそうです。

風向きが大きく変わったのは地元選出の国会議員の方が自治体に根回しをして、罹災証明発行の支援を行政書士がするようにと連絡が入ったことだそうです。それから、急遽熊本市と災害協定を締結して、職員に混ざって罹災証明の受付業務を始めました。職員からのレクチャーがないながらも必死に業務をされたようです。その後、日行連から総務省や熊本県へ行政書士の活用についての申入れが行われて、各自治体と調整し、罹災証明の受付業務への支援を行いました。各会員が各自治体へ分かれて応援に行き、受付をしたり、整理券を配ったりなどの支援を行ったようです。

やがて地震から一月が経ち、落ち着いてきてからは、一般市民への支援が必要という声から出て、自分で行列に並べない方に代わって手続きを行ってくるようになりました。もう一月が経過する頃になると補助金などの制度が整備されはじめ、会員同士で連携を取ったりして補助金の申請業務へと繋がったようです。

井口会長のお話から、平時からの非常時への備えの大切さを改めて感じました。非常時に本部建物が使えることの大切さ、その後の活動の基盤となる会員の安否確認の重要性、迅速な支援を可能とする連絡体制の構築の必要性、臨機応変な行政への支援、災害弱者となりがちな一般市民への支援等、学ぶべきことは多いです。そして、何より初めて経験した大震災へ見事に対応した熊本会の会員の逞しさが印象に残り、非常に有意義な講習会となりました。法務部の皆様、貴重な機会をありがとうございました。



お知らせ

行政書士無料相談について

広報監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催会場	無料相談の内容・件数													合計	
			遺言相続	各種契約	定款内容証明等	不動産関係	戸籍関係	建設風営	法人設立	農地転用	自動車関係	入管関係	土地開発	行政不服申立	代理業務その他		
佐久	10月13日(土) 10:00~15:30	イオンモール佐久平店2階 (イベントホール)	36	2	2	8	1			4					18	71	
上田	10月27日(土) 9:00~12:00	上田市中央公民館	7			1	1			4	1				1	15	
諏訪	9月29日(土) 10:00~16:00	諏訪市公民館 講義室	4				1									5	
	10月27日(土) 10:00~16:00	ゆいわーく茅野 会議室301・302															
伊那	10月7日(日) 10:00~14:30	駒ヶ根商工会議所	2	1		1										4	
	10月28日(日) 10:00~14:30	伊那市立伊那図書館															
飯田	10月21日(日) 10:00~15:00	南信州・飯田産業センター	3							1					1	5	
松本	10月19日(金) 10:00~15:00	松本市駅前会館4階大会議室	13	1		1				1					13	29	
	10月16日(火) 10:00~15:00	塩尻市交流センター(えんぱーく) 304・305号室															
	10月21日(日) 10:00~15:00	大町市総合福祉センター第1・第2 会議室															
	10月18日(木) 10:00~15:00	安曇野市役所211・212・213・214号室															
10月20日(土) 10:00~15:00	木曾町文化交流センター																
長野	10月3日(水) 13:00~16:00	もんぜんぶら座	7														8
	10月9日(火) 9:30~12:00	東長野いこいの家															
	10月22日(月) 13:30~16:00	須坂商工会議所															
北信	10月28日(日) 10:00~16:00	中野市民会館45号会議室	7			1	1								3	12	
合計			79	4	2	12	4			11	1				36	149	

行政書士電話相談について

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）の一環として、「行政書士電話相談」を10月1日（月）に長野県行政書士会館で実施いたしました。

相談件数と相談内容は次のとおりです。

相談件数

4件【内訳 生前贈与1件・固定資産税関係1件・離婚関係1件・自筆証書遺言の要件1件】

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備 考
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,650円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,650円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金又は請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。か、事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので是非御利用をお願いします。

行政書士業務を廃止される方へ

行政書士は、その業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届出なければならないとされています(行政書士法施行規則第12条)。

また、その手続は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなっており、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日とすることとしています(行政書士登録事務取扱規則第24条の4)。

行政書士業務の廃止を予定されている方は、廃止予定日が決まった場合、事前に本会にご連絡いただき、案内に従い、その旨を届出いただきますようお願いいたします。

なお、廃止予定日を月末とされる場合は、必ず当該月内に届出書が本会から日本行政書士会連合会に到達することが条件となりますので、事前に手続日程等をご確認のうえ、お手続きください。

※廃業を予定する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合、上記規定により抹消日が翌月となるため、翌月分の本会会費が発生する場合がありますので、十分に御留意ください。

会 議 報 告

□研修部会

- 1 と き 平成30年10月23日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 新規登録者必須研修会について

□ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 平成30年10月23日(火)、24日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原部長、永村副部長、渡邊、二瓶、岡田各部員、会員34名
- 4 研修内容
 - (1) 行政書士の倫理とコンプライアンス
 - (2) 専門業務研修(農林建設部、運輸交通部、国際部)
 - (3) 未来の行政書士を考える
 - (4) 「マーケティング手法」を導入する行政書士
 - (5) 専門業務研修(環境生安部、法務部、コスモスしなの)
 - (6) パネルディスカッション「行政書士登録後数年を経て」

□総務部会

- 1 と き 平成30年10月25日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) コンプライアンス研修会について
 - (2) 行政書士関係例規集について
 - (3) その他

□農林建設部研修会

- 1 と き 平成30年10月25日(木)
- 2 と ころ 伊那市、いなっせ

- 3 出 席 者 松島部長、常盤副部長、小島部員、会員10名
- 4 研修内容 中山間地域等直接支払制度について
- 5 講 師 長野県上伊那地域振興局農政課担当係長 木下倫信 様

□行政書士試験実施に係る打ち合わせ会議

- 1 と き 平成30年10月30日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本会長、吉田、赤羽各会場責任者、各試験監督員、各試験本部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成30年度行政書士試験合同会議
 - (2) 平成30年度行政書士試験会場別会議
 - (3) その他

□農林建設部研修会

- 1 と き 平成30年11月1日(木)
- 2 と ころ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 松島部長、山田、小島各部員、会員11名
- 4 研修内容 中山間地域等直接支払制度について
- 5 講 師 長野県松本地域振興局農政課副参事兼課長補佐兼農村振興係長 酒井 剛 様、同主事 山田宗司 様

□外国籍住民向け無料相談会

- 1 と き 平成30年11月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、東京入国管理局長野出張所
- 3 出 席 者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員

コンプライアンス研修会・不当要求防止責任者講習会

- 1 と き 平成30年11月6日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部長、佐藤各部長、会員27名
- 4 内 容
 - (1) コンプライアンス研修会（職務上請求書について）
 - (2) 不当要求防止責任者講習会
- 5 講 師
 - (1) 関純子総務部長
 - (2) (公財)長野県暴力追放県民センター武井幸雄専務理事、長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団排除推進室草川誠司係長

一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年11月6日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野生涯学習センター
- 3 出席者 古谷、長崎各長野支部会員

ADR特別委員会

- 1 と き 平成30年11月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員
- 4 会議事項
 - (1) 規程集の承認の報告確認
 - (2) 様式集の見直し
 - (3) 今後のスケジュール等

長野県行政書士紛争解決センター運営委員会準備会

- 1 と き 平成30年11月8日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、江口、山崎、田中各弁護士
- 4 会議事項
 - (1) 規程集の承認の報告確認
 - (2) 様式集の見直し

(3) 今後のスケジュール等

総務部会

- 1 と き 平成30年11月12日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部長
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士関係例規集について
 - (2) その他

第9回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年11月12日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者4名
- 4 内 容
 - (1) 手続実施者委嘱報告
 - (2) 調停規程と申立書類等手続様式の解説ほか
 - (3) 住宅ロールプレイ(振り返り)

一日合同行政相談所

- 1 と き 平成30年11月13日(火)
- 2 と ころ 飯田市、飯田市役所
- 3 出席者 木下、久保田各飯田支部会員

東京入管外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成30年11月13日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管
- 3 出席者 春日国際副部長

OSS推進連絡会議

- 1 と き 平成30年11月14日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部長、山田、関、佐藤、松島、廣瀬各部長
- 4 会議事項
 - (1) 軽自動車OSSの開始とOSS申請業務の推進について

- (2) 軽自動車OSS利用にあたっての事前準備について
- (3) 自動車保管場所証明等の適正な取扱いについて
- (4) その他

□OSS研修会

- 1 と き 平成30年11月14日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、大槻部長、中塚副部長、良川部員、会員38名
- 4 研修内容 OSSによる継続検査手続き及び名義変更手続きの流れ
- 5 講師 (株)ヘルムジャパン代表取締役・行政書士法人井口事務所代表行政書士 小宮 淳 先生

□選挙管理委員会

- 1 と き 平成30年11月19日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 櫻井、向田、和田、宮下、上杉、有賀、小林、春日各委員
- 4 会議事項
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 役員選出
 - (3) 会長選挙日程について
 - (4) その他

□正副会長及び部長会議

- 1 と き 平成30年11月20日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下、松島、大槻、柳澤、岡田各部長、和田委員長
- 4 会議事項
 - (1) 各部事業の進捗状況について
 - (2) その他

□新たな定款認証制度に関する研修会

- 1 と き 平成30年11月20日(火)
- 2 ところ 長野市、会館

- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、岡田部長、榎原部員、会員19名
- 4 研修内容 公証人法施行規則の一部を改正する省令について
- 5 講師 長野公証人合同役場 公証人 栗原雄一 様

□第2回空き家等対策プロジェクト

- 1 と き 平成30年11月20日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、松島農林建設部長、岡田法務部長、山田、小島各農林建設部員、榎原法務部員、五味広報監察部員、二瓶伊那支部会員
- 4 会議事項
 - (1) 各市町村アンケート結果について
 - (2) 国の補助金について
 - (3) その他

□長野県主催「在留資格に関する事務指導・新社会人ワーキングセミナー」

- 1 と き 平成30年11月21日(水)
- 2 ところ 上田市、長野ビジネス外語カレッジ
- 3 研修内容 在留資格に関する事務指導
- 4 講師 春日国際副部長

□神奈川県国際部主催研修会

- 1 と き 平成30年11月27日(火)
- 2 ところ 横浜市、神奈川県民ホール
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽国際部長、春日国際副部長
- 4 演 題 在留資格「特定活動」に関わる施行・運用
- 5 講師 法務省東京入国管理局 横浜支局 就労永住管理部門 統括審査官 東 清江 様、高野一彦 様

□国際部研修会

- 1 と き 平成30年11月29日(木)

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽部長、春日副部長、西澤部員、会員31名、山梨会3名
- 4 研修内容
 - (1) 帰化申請、戸籍取得について
 - (2) 在留資格全般について 申請に関する注意点
- 5 講師
 - (1) 長野地方法務局戸籍課 上遠野裕之 課長
 - (2) 東京入国管理局長野出張所 小久保裕司 所長

□改正農業経営基盤強化促進法説明会

- 1 と き 平成30年12月3日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 松島農林建設部長、小島同部員

□東京入管外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成30年12月4日(火)
- 2 ところ 東京都、東京入管
- 3 出席者 赤羽国際部長

□災害時対応講習会

- 1 と き 平成30年12月6日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、岡田部長、木下副部長、小林、榎原各部員、会員20名
- 4 内容 災害時における被災者支援、行政窓口での支援等について
- 5 講師 熊本県行政書士会 会長 井口由美子 様

□総務部会

- 1 と き 平成30年12月7日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下総務部長、佐藤副部長、関部員
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士関係例規集について

- (2) その他

□長野県主催「在留資格に関する事務指導・新社会人ワーキングセミナー」

- 1 と き 平成30年12月9日(日)
- 2 ところ 松本市、信州大学松本キャンパス
- 3 研修内容 在留資格に関する事務指導
- 4 講師 赤羽国際部長、春日国際副部長

□中間監査

- 1 と き 平成30年12月11日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 木内、小野各監事、山本会長、宮下総務部長、土屋政連幹事長
- 4 監査執行状況

平成30年4月1日から11月30日までの業務推進状況及び、一般会計、幹旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、12月14日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□長野県主催「在留資格に関する事務指導・新社会人ワーキングセミナー」

- 1 と き 平成30年12月13日(木)
- 2 ところ 上田市、長野大学
- 3 研修内容 在留資格に関する事務指導
- 4 講師 赤羽国際部長

□正副会長会

- 1 と き 平成30年12月14日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、荻原各副会長、宮下総務部長
- 4 会議・報告事項
 - (1) 理事会及び支部長会議の議題について

(2) その他

□理事会及び支部長会議

- 1 と き 平成30年12月14日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、吉田、赤羽、萩原各副会長、佐藤、柳澤、常盤、福井、赤羽、木下、深澤、白井、松島、岡田、宮下、永村、鈴木、高田各理事、木内、小野各監事、和田ADR特別委員長、大槻コスモス支部長、向田選挙管理委員長、林、小口各支部長
- 4 合議事項
 - (1) 中間監査報告について
 - (2) 長野県行政書士会支部交付金交付規程の一部を改正する規程(案)について
 - (3) 少額訴訟の提訴について
 - (4) (一社)コスモス成年後見サポートセンター長野県支部との会館使用契約について
 - (5) 平成32年新年賀詞交歓会・平成32年度定時総会等日程(案)について
- 5 報告事項
 - (1) 平成31年新年賀詞交歓会について
 - (2) ADR認証申請について
 - (3) 平成31年度会長選挙日程について
 - (4) その他

□広報監察部会

- 1 と き 平成30年12月21日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 吉田部長、長田、鈴木各副部長、土屋、五味、茂住各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報142号の発行について
 - (2) 新年賀詞交歓会の対応について
 - (3) 新規登録者必須研修会の対応について
 - (4) 「行政書士記念日」の広報について
 - (5) 次年度の事業計画について
 - (6) その他

□第10回ADR実戦模擬調停研修会

- 1 と き 平成30年12月21日(金)
- 2 ところ 松本市、松本市駅前会館
- 3 出席者 和田委員長、深澤副委員長、二瓶委員、手続実施者4名
- 4 内容
 - (1) 各規程と申立書類等手続様式の解説ほか
 - (2) 外国人、ペット分野ロールプレイ(振り返り)

□長野県建設業社会保険加入推進地域会議・建設業に係る法令遵守等講習会

- 1 と き 平成30年12月21日(金)
- 2 ところ 松本市、松筑建設会館
- 3 内容
 - (1) 建設企業による取組事例の紹介
 - (2) 建設企業が守るべき行動基準の採択
- 4 出席者 常盤農林建設副部長

□建設業に係る法令遵守等講習会

- 1 と き 平成30年12月21日(金)
- 2 ところ 松本市、松筑建設会館
- 3 内容
 - (1) 建設業における適正取引の確保について
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画について
 - (3) 建設キャリアアップシステムを活用した政策展開等
 - (4) 建設キャリアアップシステムの運用に係る手続等
- 4 出席者 常盤農林建設副部長

□総務部会

- 1 と き 平成31年1月8日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、宮下部長、佐藤副部長、関、佐藤各部員
- 4 会議事項
 - (1) 新年賀詞交歓会について

(2) その他

南県町新年祝賀会

- 1 と き 平成31年1月11日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 宮下総務部長

埼玉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月11日(金)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ロイヤルパインズホテル
- 3 出 席 者 山本会長

千葉会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月12日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出 席 者 山本会長

佐久支部新年会

- 1 と き 平成31年1月12日(土)

- 2 と ころ 佐久市、ホテルゴールデンセンチュリー一萬里温泉
- 3 出 席 者 山本会長

群馬会新年賀詞交歓会

- 1 と き 平成31年1月15日(火)
- 2 と ころ 高崎市、エテルナ高崎
- 3 出 席 者 荻原副会長

東京会共催・日行連関地協共催
「平成30年度第4回国際部研修会」

- 1 と き 平成31年1月15日(火)
- 2 と ころ 東京都、シェーンバツハ砂防
- 3 出 席 者 赤羽国際部長、春日国際副部長、
会員8名
- 4 内 容
(1) 就労系在留資格の審査運用について
(2) 身分系在留資格の審査運用について
- 5 講 師 法務省東京入国管理局担当官



新年のご挨拶

長野県行政書士政治連盟

会長 三井 経光

明けましておめでとうございます。今年も忙しい年と思います。

私も市議会議員をやっておりますので、今年の12月定例会では「小・中学校で法教育を採り入れ」との質問をいたしました。市の教育長からは行政書士会の意向を受けて「やります。」というお返事がありました。

また、もう一件は「成年後見」について、弁護士、司法書士、社会福祉士のみで、行政書士は関わっておりません。是非とも入れるようにとの私の質問に対し、運営委員会の構成について、長野市社会福祉協議会と相談してまいりたいとの答弁でございました。

今後も皆様の声を聞きまして、少しでも当会が政治的にも表舞台へ出て行くよう頑張りたいと思います。

どうか皆様も健康にお気をつけて行政書士として、市民・県民の為にお役に立てるようお互いに頑張っていく年にしていきたいと思います。

今年もよろしく願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

県政等懇談会を開催

長野県行政書士政治連盟

幹事長 土屋 眞一

政連活動報告

11月6日、長野県庁議会棟において長野県議会自民党県議団所属の県議会議員と懇談会をおこないました。

長野県行政書士政治連盟からは三井政連会長、山本副会長、赤羽副会長、土屋副会長、土屋幹事長、大槻運輸交通部長、自民党行政書士職域支部からは岡部幹事長が出席しました。

自民党県議団からは向山県議、小池県議、高橋県議、共田県議の所属の4人の県議会議員の皆さんが参加しました。

三井政連会長、山本副会長（長野県行政書士会会長）からは、日ごろ行政書士政治連盟また会員がお世話になっている事についてお礼を申し上げます。



今年の重点要望事項3件について、それぞれの担当者が説明しました。

要望事項1は、大槻運輸交通部長より、長野県においてOSS（自動車の保有に伴う各種の行政手続きについてのワンストップサービス）が実施できないのは、県税及び車庫証明がOSSに対応できていない事に起因しているため、予算措置をお願いしたい。また自動車検査手数料の負担軽減、行政書士事務所がサービスの拠点となれば行政書士費用の引き下げ効果が期待され、県民の費用負担の軽減にも繋がる等の説明をしました。

全国を見てもOSS対象地域でない所は、長野県を含めて4県しかなく導入が急務であります。

要望項目2は、災害時の罹災証明書の書式統一の要望です。行政書士は災害時の罹災証明発行の手続きのお手伝いをしていますが、現在は各市町村の書式が異なっています。統一様式であれば住民の方たちにとって、より迅速に対応できると考えられるのでお願いしました。

要望事項3は、長野県行政書士会が進めている法教育について各市町村教育員会等へ働きかけを要望いたしました。法教育は子供たちが世の中に出ていく上で大切であるので、学校の行事や部活動で時間が取れない現状であると思いますが是非推進していただきたいと伝えました。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 —

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
松本支部	30. 10. 15	上井 利恵	安曇野市	飯田支部	30. 11. 1	望月 正則	下伊那郡松川町
長野支部	30. 11. 15	涌井 史明	上高井郡小布施町	長野支部	30. 11. 15	竹内 友和	長野市
長野支部	30. 11. 15	内堀 幸夫	長野市	佐久支部	30. 12. 1	神津 章	佐久市
諏訪支部	31. 1. 1	中村 輝彦	諏訪市	松本支部	31. 1. 1	内川 隆	安曇野市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
上田支部	山岸 義隆	30. 7. 31	諏訪支部	長田 健吉	30. 7. 24	諏訪支部	村上 邦之	30. 8. 31
北信支部	山本 勇	30. 8. 31	北信支部	丸山 一司	30. 9. 30	松本支部	堀田 忠彦	30. 9. 30
松本支部	山口 昭次	30. 9. 30	飯田支部	吉川 貢	30. 12. 31	諏訪支部	小口 隆	30. 12. 26
伊那支部	吉澤 康之	30. 12. 27						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

<p style="margin: 0;">金子 勝 弘 殿 (諏訪)</p> <p style="margin: 0;">平成30年10月</p>	<p style="margin: 0;">高 橋 知 殿 (松本)</p> <p style="margin: 0;">平成30年12月</p>
--	---

編 集 後 記

新年あけまして おめでとうございます。

今年も「行政書士NAGANO」をよろしく願いいたします。

今期の広報監察部ではラジオCM、大人の文化祭への参加、ホームページのリニューアル、研修・イベント情報管理システムの利用開始など、新しい事柄を検討し、会員の方々や一般の方々にわかりやすい情報を提供できるように改良を重ねてきました。ぜひ、CMを聞いた感想、研修・イベント情報管理システムをお使いいただいでのご意見ご要望等をお寄せいただけたらと思います。

今期の活動もあと1冊春号を残すのみとなりました。賀詞交歓会、新規登録者研修など、新年から鋭意取材活動中です。ご期待ください。

新しい年が皆様にとって良い年となりますように。

(広報監察部 茂住)

発行所	長野県行政書士会		
	〒380-0836 長野市南県町1009-3		
	TEL 026 (224) 1300	FAX 026 (224) 1305	
	ホームページ	http://www.nagano-gyosei.or.jp	
	メールアドレス	gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp	
発行者	会 長	山本 準一	
編集者	広報監察部長	吉田 靖史	印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 監 察 部

広報監察部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) F A X 及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報監察部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報監察部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報監察部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

【好評図書のご案内】



渉外相続・不動産登記・会社取引等で役に立つ 英文の法律・法的文書作成に関する 実践と書式

宣誓供述書・証明書・通知書・届出書・許可書・誓約書・保証書・捺印証書・
売渡証書・売買契約書・贈与書・委任状・遺言書・遺産分割協議書・株主総
会議事録・信託証書等における英文・日本文の作成・翻訳

石田佳治・山北英仁 著 2018年12月刊 A5判 416頁(予定) 本体3,900円+税



図解でわかる 改正相続法入門

碓井孝介 著

2018年12月刊 A5判 148頁 本体1,400円+税

- 相続法改正の全体像を2時間でチェックできるよう、各項目を見開きで完結して解説。配偶者居住権、遺産分割、自筆証書遺言、遺言執行者、相続の効力、遺留分、相続人以外の者の貢献の7つテーマごとに整理し、現行法の問題点から改正内容を解きほぐす。



相続実務が変わる！ 相続法改正ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁 本体2,400円+税

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覧できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。



注解・判例 出入国管理実務六法 平成31年版

出入国管理法令研究会 編

2018年10月刊 A5判上製箱入 1,608頁 本体5,600円+税

- 関連する約180本の法令・訓令、条約等を集約。基本法令には、参照条文、逐条解説及び参考判例要旨を付した、この分野では唯一の法令集。
- 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)に入管法と同様に【参照】として、関係法令の名称及びその条項番号を付与。



《16訂版》ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内 外国人の在留資格一覧

出入国管理関係法令研究会 編 2018年10月刊 B5判 280頁 本体3,000円+税

- 平成28年法律第88号及び89号による在留資格の改正に対応。
- 在留資格ごとに「資格該当性の基準」を五段組一覧表形式にまとめて掲載。
- 入国・在留手続上のポイントとなる箇所には、簡潔な解説を付記。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo